

Contents

フィードバック

[e-News survey](#)

e-News に関するアンケートにご協力ください。

先月の News-Flash に初めてこのアンケートを掲載しましたが、この調査を有意義なものにするには、さらなる皆様のご参加が必要です。e-News をさらに充実させるため、貴重なご意見をお寄せください。

(AIPPI General Secretariat)

Bureau

[Bureau による EPO 訪問](#)

[Bureau による WIPO 訪問](#)

AIPPI 本部は、WIPO 及び EPO への年一回の訪問を長年にわたり実施していますが、今年の訪問は John Bochnovic (President) が欧州に滞在している期間を利用して、2月の同じ週に行われました。EPO へは2月5日に訪問し、Margot Fröhlinger 氏 (特許法・多国間問題担当 総局長) と面会しました。その後、Benoit Battistelli 長官の主催で、夕食を兼ねた EPO 幹部との懇談がありました。また2月8日に行われた WIPO への訪問では、最初に Francis Gurry 事務局長との会談を行い、朝から始まった会合は午後まで続きました。両機関への AIPPI の訪問団は次の通りです：John Bochnovic (President)、Stephan Freischem (Secretary General)、Thierry Calame (Reporter General)、Laurent Thibon (Deputy Secretary General)、John Osha (Assistant Reporter General)。この他、EPO との会合には、Gunnar Baumgärtel (Treasurer General) が加わり、ジュネーブの WIPO 訪問には、Sanna Wolk (Programme Committee) が同行しました。

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)

EPO テゲルンゼイのアンケート

2011年に、デンマーク、フランス、ドイツ、日本、英国、米国の特許庁、及びEPOの代表者によって発足したテゲルンゼイ・グループが、特許法の国際的な制度調和に関する対話を再開し、このほど、グレースピリオド、18カ月公開、衝突する出願の扱い、先使用权という4つのテーマに関するアンケートを作成しました。

Bureauは、このアンケートに対する回答に基づいてAIPPIとしての見解を示すことが必要と考え、筆者及びRalph Nack（議題228）が、この見解をまとめるよう指示を受けました。そして、Bureauのメンバー（Assistantを含む）、及びProgramme CommitteeとSpecial Committeeの議題109、議題162、議題228の委員へアンケートを送付し、彼らの回答に基づいてこの記事を作成しました。

(Alain Gallochat, co-Chairman of Q228)

2013年AIPPIフォーラム&執行委員会

ヘルシンキの登録受付開始まであと1週間

すでにご存じのように、2013年のAIPPIフォーラム&執行委員会は、9月5日から11日まで、フィンランドのヘルシンキで執り行われます。2009年の南米（ブエノスアイレス）、2011年のアジア（ハイデラバード）を経て、欧州での開催となりました。仲間や、顧客、友人と出会えるこの機会をお見逃しなく。まもなく登録受付開始のお知らせが届きますので、メールボックスをご確認ください。

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)

AIPPIフォーラム&執行委員会におけるワークショップについてのお知らせ

ヘルシンキにおけるAIPPIフォーラム&執行委員会の教育プログラムは、準備が着々と進んでいます。今回のフォーラムも2日間（9月6日（金）、7日（土））で12のワークショップがあり、アップル vs サムスンの意匠に関する裁判からの教訓、デジタルゲームと知的財産、著作権法に基づくオンラインでの消尽、知的財産権の実施許諾と破産、営業秘密、新たなTLD（トップレベルドメイン名）に対応したブランド戦略など、知的財産法に関する注目度の高い多彩なテーマを扱います。また欧州において、単一効特許および統一特許訴訟制度の創設に関する歴史的な合意がなされたことに鑑み、12あるワークショップのうちの2つで、この単一効特許および統一特許裁判所をテーマにします。さらに、過去の会合で盛況だったPharma Dayについては、今回も4つのワークショップを医薬業界の問題に割り当て、第二医薬用途の特許、データ保護（Data

Exclusivity)、TRIPS 柔軟性の活用、および医薬業界における商標法に関するその他の最新の問題を扱います。すべてのワークショップの説明を、[こちら](#)からご覧になることができます。

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

INTA 年次総会における AIPPI ブース—テキサス州ダラス、2013 年 5 月 4 日～8 日
AIPPI は INTA 年次総会に出展します。総会に参加の際は、展示ホールのブース No.813 へお越しください。ヘルシンキおよびトロント（2013 年と 2014 年の AIPPI 会合の開催地）に関する情報やグッズなどを用意してお待ちしています。

(AIPPI General Secretariat)

[ヘルシンキにおける 2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会におけるスポンサー募集のご案内](#)

韓国ソウル総会が終了し、次の AIPPI 会合は、2013 年 9 月 5 日～11 日にフィンランドのヘルシンキで開催される AIPPI フォーラム&執行委員会です。世界各国から、知的財産のさまざまな分野で実務に携わる人々が 600 名以上参加すると予想されます。このような広範囲にアピールできる絶好の機会を生かすためのスポンサー、出展、さらにはメディアパートナーについてご案内します。

(AIPPI General Secretariat)

企業・産業界ミーティングについてのお知らせ

開催日：2013 年 9 月 7 日

時間：12:30～14:00

AIPPI は、企業や産業界との間で、知的財産の課題への対応を推進するため、協力を強化するとともに、対話を深めたいと考えています。企業内弁護士には、その業務に特有の課題があり、AIPPI における通常の学術活動の範囲に含まれない特別なニーズがあるものと理解しており、ハイデラバードやソウルの時と同様に、今回も産業界からの参加者のみによるミーティングを開催します。

この特別なミーティングの目的は、既存の産業界の会員のニーズにより適切に対応するとともに、産業界の会員をさらに増加させるための、方法や手段について話し合う場を提供することです。参加者は、さまざまな業界・企業の仲間と、共通の関心のある問題

について意見を交わす機会が得られます。また、AIPPI の代表者もミーティングに出席するので、問題提起や提案をしていただき、話し合いたいと思います。

(AIPPI General Secretariat)

知財に従事する女性のためのミーティング

開催日：2013年9月7日

時間：18:00～19:30

知的財産の分野に従事する女性のための交流ミーティングも、今や AIPPI の年次会合における行事としてすっかり定着しました。このミーティングは、知財に長年携わっている人も、経験の浅い人も、仲間や友人と交流するとともに、ビジネスチャンスや、知財プロフェッショナルとしての職業人生などについて、情報や意見を交換する場を提供します。

しかも、ヘルシンキにおいては、Attorneys-at-Law Juridia 社に会場を提供いただき、レセプション「スパークリング&ストロベリー」を開催します。有名なフィンランドのデザインの一面を知ることができる機会でもあり、明るい雰囲気の中で世界各国の仲間との交流を楽しんでいただきます。

知財分野の女性ミーティングは、あえて格式張らないものにしていきます。それは、知財の分野に従事する女性どうしが知り合い、人脈を広げるとともに、AIPPI の部会がある多くの国々における知財の実務について情報を得ることを目的としているからです。以上、基本的な形について手短かに紹介しましたが、あとは皆さん次第です。ヘルシンキにおけるこの女性のためのミーティングでお会いできるのを楽しみにしています。

(AIPPI General Secretariat)

今後の行事

第8回 AIPPI バルト海沿岸諸国 知的財産国際会議

バルト海沿岸諸国において隔年で開催している、第8回目の知的財産国際会議を、2013年4月11日～13日に、リトアニアのヴィリニウスで開催します。

(Lithuanian Group of AIPPI)

EPO 本部における PCT に関するセミナー

特許実務者および産業界のためのセミナー—2013 年 6 月 13 日、ミュンヘン

欧州特許庁（EPO）は、欧州やその他の地域において PCT 出願や権利化に携わっている弁理士や産業界の知財実務者を対象としたセミナーを開催します。

このセミナーは 8 つのセッションからなり、EPO における（条約に定めるさまざまな役割での）PCT 出願とその処理の重要な側面について、専門家がじかに得た情報や経験を聞くことができます。各セッションは、EPO の専門家および経験豊かな弁理士が担当します。また、国内段階への移行に関する具体的な側面については、他の主要な特許庁（USPTO、JPO、SIPO）の専門家や、それぞれの手続に精通した弁理士が担当します。さらに、補充国際調査、第 2 章の手続における 2 回目の見解書、特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）における PCT 成果物の利用といった、提案されている新たなサービスについても紹介し、詳しく説明します。そして締めくくりとして、PCT に関する重要な動向に関するパネルディスカッションを行い、最後は PCT の 35 周年を記念したカクテル・レセプションならびに懇親会を行います。詳細については欧州特許庁のウェブサイト（<http://www.epo.org/pct-conference>）をご覧ください。

(European Patent Academy)

第 32 回 ECTA 年次総会

欧州共同体商標協会（ECTA）の第 32 回年次総会が、2013 年 6 月 19 日～22 日、ブカレスト（ルーマニア）の JW Marriott Grand Hotel で開催されます。

詳細はウェブサイトをご覧ください：<http://www.ecta.org/events/>

(ECTA)

イスラエル部会による 2013 年の国際会議

AIPPI イスラエル部会は、テルアビブ大学法学部と共同で、知的財産に関する国際会議を、今年の後半にテルアビブで開催します。詳細は近々お知らせします。

(Israeli Group of AIPPI)

記事・解説

オーストラリア：[知的財産法の改正](#)

2012年知的財産法改正（Raising the Bar）法が、2013年4月15日より施行されますが、これはオーストラリアにおいて、過去20年で最も大幅な知的財産法の改正です。この改正は、国内の知的財産法の全般に関するものですが、最も影響を受けるのは、特許法と商標法です。今回の改正により、オーストラリアにおける知的財産制度の様相が変わり、オーストラリアの基準が、とりわけ特許において、他国の法域の基準に近づきます。

(Andrew Massie, Phillips Ormonde Fitzpatrick, Melbourne, Australia)

オーストラリア：[AdWordsによる虚偽的な広告について Google の責任は問われず](#)

オーストラリア高等裁判所（同国の最上級裁判所）は、GoogleのAdWord広告プログラムで作成された、虚偽的な表現を含むスポンサーリンクを表示した行為について、Google側に責任はないという判断を下しました。この事例は、特にオンライン媒体で第三者の情報を提供する企業にとって重要です。プロバイダーやソーシャルメディア、検索エンジンなどは、第三者の情報に関して責任を負わされる可能性に注目し、そうした責任にどのように対応するかについて検討しておくべきです。

(Melanie Jose, Australian Customs and Border Protection Service, Canberra, Australia)

フランス：[SPCの保護範囲について ECJの判例に沿った最高裁判決](#)

医薬製品の特許が切れた後に追加的な独占を認める補足保護証明（SPC）が、元の特許と同じ範囲の保護を与えるものか否かをめぐり、2012年の初めまで、欧州全域で激しい論争がありました。2012年2月9日、欧州司法裁判所（ECJ）が、Novartis vs Actavis事件において、権利者に対して肯定的な2件の命令を出したことで、EU各国で異なる判決が出されてきた状況に終止符が打たれました。そして2013年1月15日、最高裁がこのECJの判例に沿った判決を言い渡したことは、フランスにおいてもこの論争について考察し、解決する機会となりました。

(Toupane Loumeau, Gide Loyrette Nouel AARPI, Paris, France)

イスラエル：[特許登録官が対象物の特許適格性について PTO の見解を明示](#)

特許の対象物の適格性について、イスラエルの判例法には一貫性がありませんでした。特許登録官は、最近の 2 件の審決において、この適格性に関する特許商標庁 (PTO) の見解を明確に示しました。発明 (製品か方法かを問わず) に「技術性」があり、特許保護を受ける適格性があるとみなされるためには、発明の実施が、真に技術的な方法を伴わなければならない、というもので、この「真に技術的な方法」は、発明の対象または、製品／方法による本質的な作用の中に、物理的に表現されるものを指しています。

(Eran Liss and Dan Adin, Adin-Liss, Law Offices, Tel Aviv, Israel)

フィリピン：[マドリッド議定書に関する最新の動向ー加盟及び実施](#)

2012 年 12 月 14 日、マドリッド議定書への加盟の合憲性に異議を唱える、フィリピン知的財産協会による請願書が提出されました。同協会はまた、フィリピン商標法に基づく保護を求める外国企業の居住代理人に関する法的要件について、フィリピン知的財産法の規定に適合していない限り、議定書の実施も問題があるとしています。

(José Cochingyan, III, Cochingyan & Peralta Law Offices, Makati, Philippines)

英国：[法律専門家秘匿特権の範囲に関する重要な事件の最高裁判決 \(AIPPI 英国部会も参加\)](#)

2013 年 1 月 23 日、Regina (Prudential の請求による) vs 国税不服審判官 ([2013] UKSC 1) の裁判において、最高裁拡大法廷は、コモンローにおける法的アドバイスに関する秘匿特権の原則を、有資格の税理士による税に関する法的アドバイスにも適用するよう求めた Prudential の上訴を、5 対 2 の多数決で棄却しました。この裁判には、次の 5 名 (組織) が第三者として参加しました：会計士団体の 1 つ、事務弁護士協会、法廷弁護士会、Legal Services Board、AIPPI 英国部会。なお AIPPI からは、英国部会理事の Michael Edenborough 王室顧問弁護士、および James Tumbridge 氏が参加しました。

(Charters Macdonald-Brown, Redd Solicitors LLP, London, United Kingdom)

米国最高裁：[権利不行使特約によって、商標無効訴訟は無意味になり得ると判示](#)

米国最高裁は、ALREADY LLC vs NIKE INC 事件において、商標権者の権利不行使特約により、競争相手による商標の無効請求は、現実的に無意味になったと判断しました。ALREADY の既存の製品だけでなく、将来のいかなる「もっともらしい模造品」に対しても、登録商標の権利を行使しないと約束する NIKE の権利不行使特約に基づき、

最高裁は、ALREADY が提起した NIKE の商標を無効とする係争中の反訴を棄却しました。合衆国憲法は裁判所に対し、あらゆる「事件または紛争」に対する裁判権を与えていますが、商標権者が広範囲の権利不行使特約を付与している場合は、事件や紛争は存在しないということです。

(Seth I. Appel, Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP, Chicago, Illinois, United States of America)

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Charters Macdonald-Brown

Members: Johnny Fiandei

Kristian Fredrikson

Klaus Haft

Bernardo Herrerias

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Bianca Manuela Gutierrez

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Matthew Swinn

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。